

2018年（平成30年）8月

日本酸化チタン工業会

平成30年度第1回『化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会(措置検討会)』

議事内容

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当工業会活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、去る8月3日に厚労省平成30年度第1回措置検討会が開催され、『酸化チタンへの対応』が議論されました。

今般、酸化チタンに係る措置検討について大きな進展がありましたので、ご報告申し上げます。

記

1. これまでの措置検討会ヒアリング等を通じて明らかになった検討課題

(1) 表面処理酸化チタンの取扱い

酸化チタンには表面処理をしたものと未処理のものがあるが、国際がん研究機関 (IARC) が酸化チタンの発がん性の根拠として採用した動物実験には未処理品が使用された。一方、表面処理された酸化チタンの有害性に関する試験はほとんど行われておらず、表面処理酸化チタンの有害性が未処理品と同等なのか明確に判断できない。

(2) 酸化チタンの発がん性について

欧州化学品庁 (ECHA) では、酸化チタンの発がん性分類区分を【2 (吸入)】とする意見とともに、発がんの原因は酸化チタン固有の毒性によるものではなく、粉じんとして肺に大量に蓄積されたためであるとの意見があり、議論が続いている。

(3) 新たな知見の考慮

日本バイオアッセイ研究センターが、未処理酸化チタン (アナターズ型, ナノ) の長期発がん性試験を実施中。結果判明には、少なくとも未だ1年半は要する。

2. 措置検討会での決定事項

上記のような状況を踏まえ、酸化チタンに係る措置検討をいったん中断し、欧州での議論や日本バイオアッセイ研究センターでの結果等新たな知見が出そろった時点で、再度リスク評価を行うこととなった。

なお、当面の取り組みとして、以下を実施の予定。

- (1) 未処理酸化チタンを取り扱う事業場を対象としたばく露実態調査
(2018年度(平成30年度)中に着手)
- (2) 樹脂等と混合された酸化チタンの再発じんの可能性に係る調査
- (3) 欧州での議論に係る情報収集や酸化チタンに係る新たな知見の収集
- (4) 固有の毒性の有無にかかわらず、粉状物質である酸化チタンを長期間にわたって多量に吸入すれば、肺障害の原因となり得るため、措置の検討を中断するに当たっては、酸化チタン関係業界に対し改めて注意喚起する

3. 当工業会の今後の進め方

酸化チタンに関する措置検討会は2017年(平成29年)3月から始まりましたが、関連業界へのアンケート調査、ヒアリングそしてリスクコミュニケーションを通じ、先に述べたように検討すべき課題が明らかになったため、酸化チタンの措置検討はいったん中断となりました。

しかし、酸化チタンの検討が終了した訳ではございません。当工業会と致しましては、関連業界の皆様と協調を保ちながら、引き続き情報提供や情報発信を続けて参ります。

なお、平成30年度第1回措置検討会資料は現時点厚生労働省ホームページで公開されていませんが、今後下記URLで公開されますのでご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00701.html

今後とも、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以 上